

平成30年度
弘前市 幼稚園・認定こども園（1号認定）
利 用 の ご 案 内

～ 子ども・子育て支援新制度について ～

子ども・子育て支援新制度とは、平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」に基づき、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の拡充や質の向上を進めていくための制度です。

新制度に移行している幼稚園や保育所、認定こども園等を利用する際に、子どものための教育・保育給付にかかる「支給認定」を受ける必要があります。

認定には、1号認定から3号認定まで3つの区分があります。

幼稚園・認定こども園（1号認定）の利用を希望される方は、1号認定の手続きが必要になりますので、以下をお読みいただき手続きしてください。



目次

給付制度・支給認定制度について

1. 給付制度について	1
2. 支給認定制度について	2
3. 支給認定に係る入園までの流れについて	3
4. 支給認定申請に必要な書類について	3

弘前市へ転入予定での申込みについて

保育料について

1. 保育料（利用者負担金）の算定について	5
2. 保育料の切り替えについて	6
3. 保育料の基準年齢について	6
4. 保育料の軽減について	7
5. 保育料の納入について	7

支給認定の変更について

よくあるご質問（1号認定）

給付制度・支給認定制度について

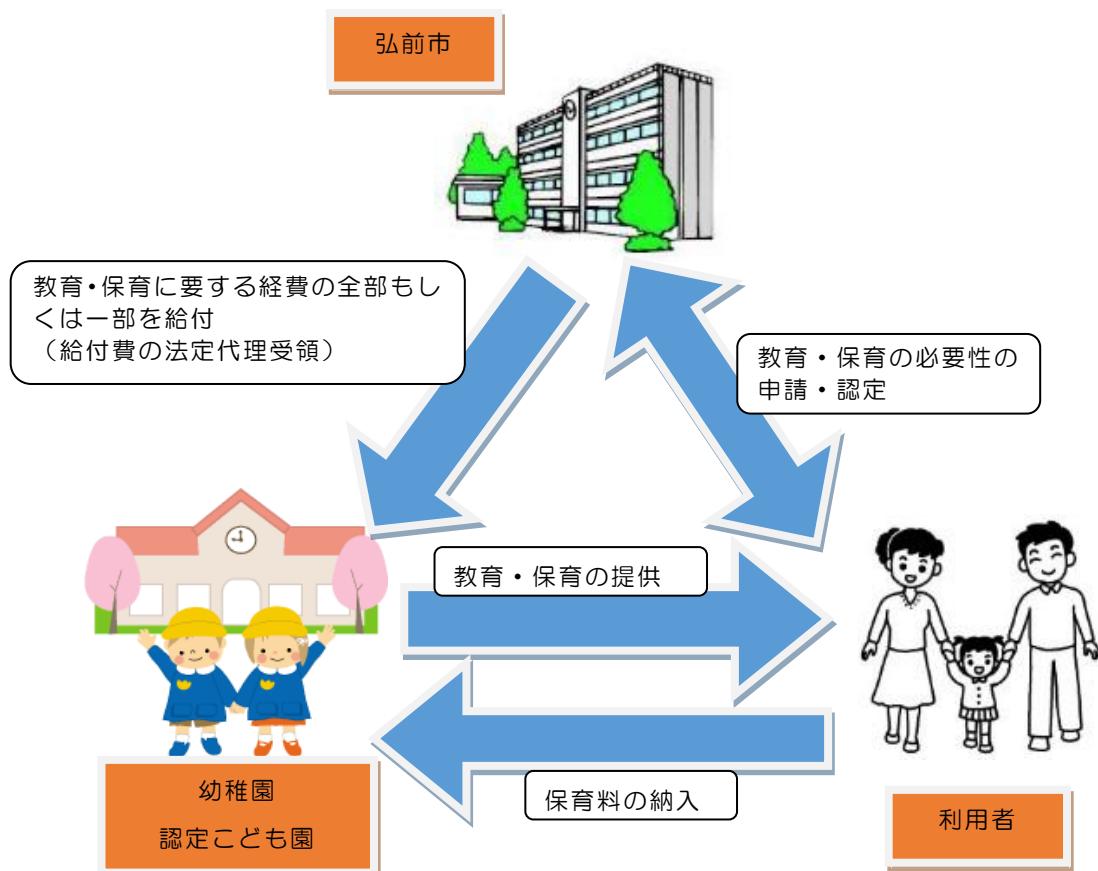
子ども・子育て支援新制度では、就学前の子どもの教育・保育を保障するため、「給付制度」及び「支給認定制度」が導入されています。

1. 給付制度について

給付の対象となる施設等を利用した場合、施設等が教育・保育を提供するために必要とする経費の全部もしくは一部を、国・県・市が利用者に給付費として支払うものです。

この給付費は、確実に教育・保育に要する費用に充ててもらうため、利用者の皆様には直接的に給付せず、市から施設などに支払う仕組み（法定代理受領）となっています（新制度に移行する幼稚園や認定こども園が該当します。）。

法定代理受領のイメージ



2. 支給認定制度について

子ども・子育て支援新制度では、新制度の対象となる認定こども園や幼稚園、保育所を利用する場合に、保護者が保育の必要性の有無や必要量について、市町村から「支給認定」を受ける必要があります。

1号認定の場合は、幼稚園・認定こども園を通じて手続きをしていただきます。

	年齢	保育の必要性	教育・保育時間	利用できる施設
1号認定	満3歳以上	なし (教育を希望)	教育標準時間	幼稚園 認定こども園(教育)
2号認定	満3歳以上	あり	保育標準時間 保育短時間	保育所 認定こども園 (教育・保育)
3号認定	満3歳未満	あり	保育標準時間 保育短時間	保育所 認定こども園(保育) 地域型保育事業

2・3号認定の場合、保育施設を利用できる時間は、保育を必要とする事由と保護者の状況により「保育標準時間」と「保育短時間」に認定されます。

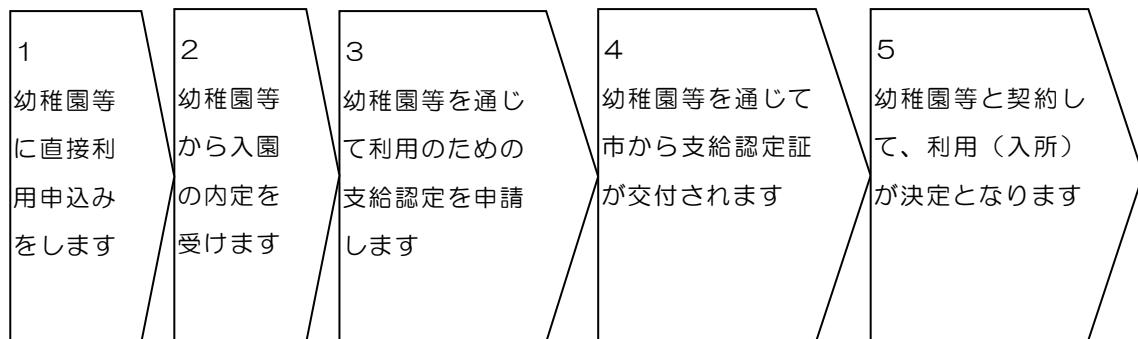
例えば、基本的に月120時間以上の就労であれば保育標準時間、月48時間以上120時間未満の就労であれば保育短時間になります。

教育標準時間 … 利用時間は1日 4時間
保育標準時間 … 利用時間は1日 11時間まで
保育短時間 … 利用時間は1日 8時間まで

※ なお、新制度に移行していない幼稚園の利用手続き等は、これまでと変わりありません。利用を希望する施設に直接お申込みください。（支給認定を受けなくても利用することができます。）

3. 支給認定に係る入園までの流れについて

幼稚園・認定こども園（1号認定）への利用（入園）までの流れは、以下のとおりです。



4. 支給認定申請に必要な書類について

申請の手続きは幼稚園・認定こども園をとおして行います。

申込みに必要な書類は次のとおりです。

添付書類の様式（在園証明書など）は、子育て支援課児童育成係、岩木・相馬各総合支所民生課に備えているほか、市ホームページからもダウンロードできます。

○支給認定申請書兼保育利用申込書 … 児童1人につき1枚

○次に該当する方は、添付書類を添えて申請してください。

父母・祖父母等の状況	必 要 な 書 類	児童本人	父	母	同居親族
平成29年1月1日に弘前市に住民登録がなかった方がいる場合	平成29年度所得課税証明書（本人が住民登録していた市区町村から取寄せ） ※平成30年4月～8月の保育料算定に使用します				
平成30年1月1日に弘前市に住民登録がない方がいる場合（※1）	平成30年度所得課税証明書（本人が住民登録していた市区町村から取寄せ） ※平成30年9月～の保育料算定に使用します				
申込児童本人、保護者、同居親族に障がいをお持ちの方がいる場合（※2）	障害者手帳・愛護手帳・精神障害者健康福祉手帳の写し			該当する方	

父母・祖父母等の状況	必要な書類	児童本人	父	母	同居親族
申込み児童の兄姉が幼稚園等の施設に通っている場合 (※3)	在園証明書			該当する方	
保護者、同居親族が次の①②に当てはまる場合(※2) ①特別児童扶養手当の支給を受けている ②国民年金の障害基礎年金を受給している	証書の写し			該当する方	
同居していないが、保護者と生計を一にする児童の兄姉がいる場合	利用に関する申立書 (保護者と生計を一にする児童の兄姉について)			該当する方	
弘前市へ転入予定で利用申込みする場合(※4)	転入予定であることを証明するもの(アパート等の賃貸借契約書の写し、工事請負契約書の写し、転入予定証明書など)				
祖父母等と同一世帯に属しているが生計が別である場合	電気・水道料金の同月における各々の世帯の領収書など				

【注意事項】

(※1) 平成30年度所得課税証明書は、平成30年9月分からの保育料を算定するためには必要となります。平成30年6月ごろから各市区町村で発行できますので、用意ができしだい提出してください。

(※2) 家族の中に、(A)身体障害者手帳又は愛護手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方、(B)特別児童扶養手当の支給を受けている方、(C)国民年金の障害基礎年金を受給している方がいる場合、手帳等の写しの提出により、保育料が軽減される場合があります。

(※3) 申込みするお子さんの兄姉が、新制度に移行しない幼稚園・特別支援学校幼稚部に入所している、または障害児通所支援(児童発達支援・医療型児童発達支援)を利用している場合、在園証明書の提出により、申込みするお子さんの保育料が軽減される場合があります。

(※4) 施設の利用を開始する日までに、弘前市へ転入する予定で利用申込みをする場合は、弘前市でお住まいになる住所(アパート名)・期間(いつから)・世帯員が確認できる書類(賃貸借契約書など)の写しを提出してください。

転入予定で利用申込みした場合、利用開始日までに転入の確認がとれない

場合は、弘前市からの支給認定が取消され、施設の利用ができなくなります。

支給認定申請書兼保育利用申込書内の同居・同一世帯とは、住所と生計を同じくして一緒に生活を営んでいる世帯等のことで、「二世帯住宅」や「離れ」等の別棟に住んでいる場合でも、家計が完全に分離されていなければ同居・同一世帯となります。

祖父母等と生計が別であるとする場合は、それを証明する書類が必要となります。同一世帯に属して生計を同じくしていない場合は、電気・水道料金の同月における各々の領収書を添付してください。

支給認定申請後に交付される「支給認定証」は、施設から提示を求められる場合がありますので、ご自宅で大切に保管してください。

申込みが遅れると、お子さんの支給認定証の交付や保育料の決定が遅れることがありますので、施設への申込みは利用開始日の5日前までにするようにしてください。

また、添付書類（所得課税証明書など）に不備がある場合、保育料の算定が遅れることがありますので、時間的に余裕をもってご準備ください。

弘前市へ転入予定での申込みについて

利用希望日までに弘前市へ転入することが証明できる書類（賃貸借契約書・売買契約書の写し等）を提出できる場合のみ、弘前市民として申込みが可能となります。

なお、弘前市民として申込みができたとしても、利用希望日時点で弘前市への転入を確認できなかった場合は、当初の申込み内容が無効となります。また利用決定（あっせん）も取消しとなります。

保育料について

1. 保育料（利用者負担金）の算定について

弘前市では、保護者の負担を軽減するため、国の定める保育料基準額から、独自に平均で4割程度、軽減しています。

保育料は、基本的にお子さんの父母の市町村民税額により決定しますが、同一世帯に属して生計を同じくしている扶養義務者である祖父母等が家計の主宰者である場合は、祖父母等の市町村民税額の合算額等により決定します。

家計の主宰者（生計を維持する中心の方）については、父母の所得状況や、お子さんを扶養の対象としているか等を次の基準により総合的に判断し決定します。

扶養義務者（祖父母等）が家計の主宰者と判断される基準

- ① 祖父母等がお子さんを16歳未満の扶養親族として申告しているとき。
- ② 父母の所得額の合計が76万円（ひとり親世帯等の場合は38万円）未満の場合で、祖父母等が最多所得又は最多納税者であるとき。
- ③ 上記で判断できない場合は、状況等を総合的に勘案して判断します。

利用中に祖父母等と同一世帯となった場合は、その月から保育料が変更になります。

保育料算定のため、お子さんが幼稚園・認定こども園（1号認定）を利用している期間は、市民税課の課税資料を確認しますのでご了承ください。

所得額とは、給与等の場合は給与所得金額（給与収入とは異なります）、自営業・農業の場合は、収入金額から必要経費を差し引いた所得金額のことです。

またお子さんの父母の市町村民税が未申告の場合、保育料が最高額となる場合があります。

2. 保育料の切り替えについて

保育料は毎年4月と9月に切り替えとなります。

4月は年齢区分の変更による切り替え、9月は市民税額の年度変更による切り替えを行います。

- 平成30年9月～平成31年8月の保育料
平成30年度市町村民税額（平成29年分所得反映）等に基づき算定
- 平成31年9月～平成32年8月の保育料
平成31年度市町村民税額（平成30年分所得反映）等に基づき算定

税の申告が遅れた場合や修正申告をした場合は保育料がさかのぼって変更になる場合があります。ただし、変更になる場合でも、さかのぼるのは当該年度のみです。

保育料の基準額は毎年改定されます。

3. 保育料の基準年齢について

保育料の基準年齢は、年度初日の前日現在（平成30年3月31日現在）の満年齢となります。

例 平成26年4月1日生まれの児童の基準年齢： 4歳

平成26年4月2日生まれの児童の基準年齢： 3歳

また、入園日以降に誕生日を迎えても年度中は年齢による保育料の変更はありません。

4. 保育料の軽減について

幼稚園年少から小学校3年生までの範囲において、最年長の子どもから順に2人目以降の児童は保育料が軽減されます。

また、就学前の兄姉が次の施設などを利用している場合、在園証明書を提出していただくと、保育料が軽減される場合があります。

- ① 新制度に移行しない幼稚園
- ② 特別支援学校幼稚部
- ③ 情緒障害児短期治療施設
- ④ 障害児通所支援（児童発達支援・医療型児童発達支援）

平成28年4月からの国の基準変更に伴い、年収約360万円未満相当の世帯（市民税額によって判断します）については多子軽減にかかる年齢制限が撤廃されるため、保護者と生計を一にする兄姉がいる場合、施設を利用しているお子さんが1人であっても、保育料が軽減される場合があります。

また、年収約360万円未満相当のひとり親家庭等世帯については、施設を利用している1人目のお子さんであっても保育料が軽減される場合があります。

なお、「保護者と生計を一にする兄姉」には、同居はしていないが生計同一と認められる場合も含まれます。

※この場合の「生計を一にする」とは、勤務、就学などの余暇には起居を共にすることを常例とする場合、もしくは学生、施設入所中など生活費、療養費等の送金が継続して行われる場合になります。

該当する兄姉がいる場合、「支給認定申請書兼保育利用申込書」の家族の状況を記載する欄に氏名等を記載し、あわせて「利用に関する申立書（保護者と生計を一にする児童について）」を提出してください。

5. 保育料の納入について

保育料は、利用している幼稚園や認定こども園に直接納入してください。

保育料の未納は、施設の運営に重大な損失を及ぼしますので、幼稚園や認定こども園のルールに従い、必ず納期限までに納入してください。

市で決定する保育料のほかに、各幼稚園や認定こども園で追加負担が生じる場合があります。

納入方法など、詳しくは各施設にご確認ください。

支給認定の変更について

支給認定を受けた後、住所、氏名、家族構成などに変更があった場合は、支給認定の内容が変更になります。お子さんの「支給認定証」と認め印をお持ちのうえ、子育て支援課児童育成係、岩木・相馬各総合支所民生課及び利用中の施設（市内の施設のみ）へ届出してください。

届出に必要な書類は、下表のとおりです。

手続きに必要な様式は、子育て支援課児童育成係、岩木・相馬各総合支所民生課及び利用中の施設（市内の施設のみ）に備えているほか、弘前市ホームページにも掲載しています。

住所や家族構成、家族の状況が変わることで、お子さんの保育料が変更になる場合があります。ただし、市への届出が遅れると、保育料の変更を行えない場合があります。変更が生じた場合は、速やかに手続きしてください。

正当な理由なく届出しなかったり、虚偽の内容で届出した場合は、お子さんの支給認定を取消すことがあります。支給認定が取消されると、施設の利用ができなくなりますのでご注意ください。

【届出に必要な書類】

※ここにあげた書類以外にも提出を求めることがあります。

変更の内容	提出書類
住所の変更	支給認定変更届出書 ※市外へ転出する場合は、子育て支援課へ事前にご連絡ください。
氏名の変更	支給認定変更届出書
世帯構成の変更	支給認定変更届出書 支給認定変更届出書
保護者の婚姻	支給認定変更届出書 ※婚姻した相手の方の所得課税証明書の提出が必要になる場合があります。
それ以外の変更 (保護者変更など)	支給認定変更届出書

その他	児童、保護者及び同居家族に障害者手帳等が交付された場合	障害者手帳等の写し ※保育料の算定に関わる場合がありますので提出可能な方は提出してください。
-----	-----------------------------	---

よくあるご質問（1号認定）

Q：1号認定で施設を利用したいと考えています。利用申込みの手続きはどのようにすればよいですか？

A：支給認定申請書兼保育利用申込書に必要事項を記載し、利用を希望する施設へ提出してください。（手続きに必要な様式は、施設にあります。）施設の利用が可能な場合は、施設が利用を内定します。（この段階では、決定ではありません。）

その後、市が支給認定申請書兼保育利用申込書の内容を確認し、1号認定の支給認定証を施設をとおして交付します。お子さんの保育料については、市から保護者に保育料の決定通知を送付します。

利用にあたっては、施設と保護者が直接契約していただくこととなります。

なお、施設を事前に見学していただくことをおすすめします。

Q：弘前市内で1号認定を受けて利用できる施設は、どこですか？

A：詳しくは、「弘前市内の幼児教育・保育施設一覧」をご覧ください。

施設一覧は、子育て支援課児童育成係、岩木・相馬各総合支所民生課で配布しているほか、市ホームページにも掲載しています。

Q：1号認定での利用申込みにあたって、締切などはありますか？

A：締切については、利用を希望する各施設にお問い合わせください。

利用申込みが遅れると、お子さんの支給認定証の交付や保育料の決定が遅れることがありますので、利用申込みの際は時間的に余裕を持って書類等をご準備ください。

Q：1号認定の施設空き状況を教えてください。

A：1号認定での利用がすでに内定している方がいる場合もありますので、詳しい空き状況については、利用を希望する施設にお問い合わせください。

よくあるご質問（1号認定）

Q：弘前市外に住んでいますが、弘前市内にある幼稚園・認定こども園を1号認定を受けて利用することはできますか？

A：詳しいお手続き（提出する書類など）については、まず住民票がある市町村へお問い合わせください。

住民票が弘前市外にある場合、お子さんの保育料については住民票がある市町村での基準額が適用されます。（施設で定める追加負担が生じる場合があります。）

Q：弘前市内に住んでいますが、弘前市外にある幼稚園・認定こども園を1号認定を受けて利用することはできますか？

A：利用を希望する施設に直接申込みしてください。施設の利用が可能な場合は、施設が利用を内定します。その後、弘前市の様式を使用して、支給認定申請書兼保育利用申込書に必要事項を記載し、添付書類とあわせて施設へ提出してください。

Q：1号認定で施設をすでに利用していますが、家庭の状況が変わったので、2号認定で利用したいと考えています。手続きはどのようにすればよいですか？

A：市へ「支給認定申請書兼保育利用申込書」及び保育を必要とする事由を証明する書類（保護者の就労証明書など）の提出が必要です。

2号認定の場合は、毎月1日付での入所（園）となります。

利用申込み後、市で利用調整（選考）を行い、利用が可能であれば2号認定で施設を利用することができます。

詳しいお手続きについては、「弘前市認定こども園・保育所・地域型保育（2・3号認定）利用のご案内」もご覧ください。

Q：1号認定で施設を利用した場合の、保育料の金額を事前に知りたいのですが？

A：保育料は、基本的にお子さんの父母の市町村民税額により決定します。（同一世帯に属している祖父母等が家計の主宰者である場合には、祖父母等の市町村民税額の合算等により決定します。）

お手元に自分の市町村民税額が確認できる資料（所得課税証明書など）がある場合は、弘前市保育料基準額一覧表（1号認定）を参考にしてください。

1号認定の場合は、市で定める保育料のほかに、施設で定める上乗せ料金などが

別途生じることがあります。上乗せ料金などについての詳細は、各施設に直接お問い合わせください。

なお、利用申込み前における「保育料が知りたいので、自分の市町村民税額が知りたい」といった旨のお問い合わせについては、子育て支援課ではお答えできませんのでご注意ください。